

老齢給付金・一時金の請求は

● 老齢給付金

60歳時（加入者も含む）「老齢給付金裁定請求書」に次の書類を添付して提出してください。

- (ア) 加入者証
- (イ) 住民票または戸籍抄本

※老齢給付金に代えて一時金を選択することもできます。

● 脱退一時金

退職後「一時金裁定請求書」に次の書類を添付して提出してください。

- (ア) 加入者証
- (イ) 退職所得の受給に関する申告書
- (ウ) 退職所得の源泉徴収票
(退職金の支払いがないときは添付不要です)
- (エ) 確定給付企業年金 中途脱退者 選択書

※脱退一時金に代えて年金を選択することもできます。

加入者が死亡したときは

● 遺族一時金

受給要件に該当したときは「遺族一時金裁定請求書」に次の書類を添付して提出してください。

- (ア) 加入者証又は年金証書
- (イ) 死亡者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本
- (ウ) 死亡を証明する書類

※遺族一時金が受給できる遺族の範囲と順位

1. 配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
2. 亡くなった人により生計を維持されていたその他の親族

● 死亡弔慰金

当基金の福祉事業として加入者、年金受給者が死亡したときは「死亡弔慰金」が支給されます。
「死亡弔慰金請求書」を当基金に提出してください。

加入者証について

- 加入者証は将来「年金」や「一時金」等の手続きに必要になりますので大切に保管してください。
(所属している会社が退職まで保管している場合もありますので確認してください。)

「加入者証」見本

企 業 年 金 基 金 加 入 者 証			
加入者氏名	生 年 月 日	性 別	
年金 太郎 殿	平成 2年 1月 1日	男	
加入者資格 取得年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	加入者 番 号	1 2 3 4 5 6
	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 発行		
住商連合企業年金基金 理事長 〇〇 〇〇			

企業年金基金は、私たちみんなの基金です。

年金のことでよくわからないこと、もっと詳しく知りたいことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

住商連合企業年金基金

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-7-28

(住友ビル2号館6F)

TEL (06) 6220-8391 FAX (06) 6232-3424

Email : info@sumishorengo.jp

URL : <http://www.sumishorengo-pf.or.jp>

ユーザー名 : ■■■■■ パスワード : ■■■■■

加入者の皆様へ

年金基金のしおり

大切な事項が含まれておりますので
最初にお読みください。
(加入者証と一緒に保管してください)



住商連合企業年金基金

住商連合企業年金基金とは

- 住友商事グループ各社に勤める人々の退職後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。
- 住商連合企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき平成16年10月 1日に設立されました。
- 住商連合企業年金基金では、加入者期間に応じて、年金・一時金等の給付を行います。

基金の掛金について

- 基金の掛金は全額事業主が負担します。
事業主は、入社から退職まで毎月基金に掛金を拠出し、基金は掛金とその運用収益とを年金資産として積み立てます。

年金制度のしくみについて

国民年金	20歳以上60歳未満の全国民が加入します
厚生年金保険	サラリーマンが就業と同時に加入し、国民年金に上乘せします
確定給付企業年金	企業年金の一種で当基金はこれに該当します
確定拠出年金	企業型と個人型があり、加入者自身が資産運用の責任を負う制度です
国民年金基金	国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる制度です
共済年金	国家公務員や地方公務員が加入します

給付の内容と種類

種 類	支 給 要 件	支 給 額
老 齢 給 付 金	▽加入者期間が15年以上ある人 15年保証付終身年金として60歳から支給 ※ 年金に代えて一時金も選択 可 ※ 年金支分権(さかのぼれる権利)の消滅時効は5年	▽年金額 平均基準給与(注)×別表①×別表②
脱 退 一 時 金	▽加入者期間が3年以上15年未満の人 (1)退職したとき (2)70歳になったため基金から脱退したとき ※受給権の消滅時効は資格喪失日より10年	▽一時金額 平均基準給与×別表③
遺 族 一 時 金	(1)加入者期間が3年以上ある人が在職中に死亡したとき (2)加入者期間が15年以上の退職者が、年金受給前(60歳前)に死亡したとき (3)老齢給付金を受けていた人が、受けはじめてから15年経過する前に死亡したとき	(1)死亡退職…平均基準給与×別表③ (2)支給停止中死亡…… 年金額(老齢給付金)×別表④ (3)受給中死亡…… 年金額(老齢給付金)×別表⑤
年 金 に 代 え て 一 時 金 の 選 択	▽加入者期間が15年以上ある人 (1)退職時に年金に代えて一時金を選択したとき (2)退職者で60歳前に一時金を選択したとき (3)年金を受けはじめてから、15年経過する前に、一時金を選択したとき ※(1)～(2)の場合は、75%、50%、25%の一部選択もできます。	(1)退職時申出…… 平均基準給与×別表③ (2)支給停止中申出…… 年金額(老齢給付金)×別表④ (3)受給中申出…… 年金額(老齢給付金)×別表⑤
死 亡 弔 慰 金	加入者・年金受給者が死亡したとき	一律 50,000円

(注) 平均基準給与＝加入中の給与総額(標準報酬月額累計)÷加入月数

別表① 老齢給付金乗率表

加入者期間	乗 率	加入者期間	乗 率	加入者期間	乗 率
15年	0.280	24年	0.635	33年	1.016
16	0.318	25	0.673	34	1.054
17	0.343	26	0.711	35	1.092
18	0.381	27	0.762	36	1.143
19	0.419	28	0.800	37	1.181
20	0.458	29	0.838	38	1.219
21	0.508	30	0.889	39	1.270
22	0.546	31	0.927	40年以上	1.308
23	0.584	32	0.965		

別表② 老齢給付金年齢別乗率表

加入者資格喪失時年齢	乗 率	加入者資格喪失時年齢	乗 率	加入者資格喪失時年齢	乗 率
30歳	4.984	41歳	2.766	52歳	1.535
31	4.724	42	2.621	53	1.455
32	4.478	43	2.485	54	1.379
33	4.244	44	2.355	55	1.307
34	4.023	45	2.232	56	1.239
35	3.813	46	2.116	57	1.174
36	3.615	47	2.006	58	1.113
37	3.426	48	1.901	59	1.055
38	3.248	49	1.802	60歳以上	1.000
39	3.078	50	1.708		
40	2.918	51	1.619		

別表④ 遺族一時金(支給停止中死亡の場合)一時金選択(支給停止中選択の場合)乗率表

死亡時選択時年齢	乗 率	死亡時選択時年齢	乗 率	死亡時選択時年齢	乗 率
30歳	2.054	41歳	3.702	52歳	6.673
31	2.167	42	3.906	53	7.040
32	2.286	43	4.121	54	7.427
33	2.412	44	4.348	55	7.836
34	2.545	45	4.587	56	8.267
35	2.685	46	4.839	57	8.722
36	2.833	47	5.105	58	9.202
37	2.989	48	5.386	59	9.708
38	3.153	49	5.682	60	10.242
39	3.326	50	5.995		
40	3.509	51	6.325		

別表⑤ 遺族一時金(支給中死亡の場合)一時金選択(支給中選択の場合)乗率表

支給済期間	乗 率	支給済期間	乗 率	支給済期間	乗 率
0年	10.242	6年	7.094	12年	2.753
1	9.785	7	6.464	13	1.884
2	9.303	8	5.799	14	0.967
3	8.794	9	5.097	15	0
4	8.258	10	4.357		
5	7.691	11	3.577		

別表③ 一時金支給額乗率表

加入者期間	乗率	加入者期間	乗率
3年	0.293	22年	5.591
4	0.391	23	5.980
5	0.520	24	6.501
6	0.780	25	6.891
7	0.912	26	7.282
8	1.171	27	7.801
9	1.321	28	8.191
10	1.560	29	8.580
11	1.821	30	9.101
12	2.080	31	9.491
13	2.340	32	9.880
14	2.601	33	10.400
15	2.860	34	10.791
16	3.251	35	11.182
17	3.510	36	11.702
18	3.900	37	12.091
19	4.290	38	12.482
20	4.681	39	13.001
21	5.200	40年以上	13.392